ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

2014 年 8 月 5 日

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

Ⅰ 中国(上海)自由貿易試験区～その規制緩和の内容と実態～

第六回 金融面での規制緩和(外商直接投資その 2)

中国弁護士 屠 錦寧/弁護士 濱本 浩平

Ⅱ Lawyer's Eye

「還流投資」制度の改正

弁護士 濱本 浩平/上海オフィス顧問 詹 新平

Ⅲ 中国法令アップデート

- 国家外貨管理局による一部の地区における外商投資企業の外貨資本金の人民元転管理方式の改革試点に関する問題通知
- 国家外貨管理局による国内居住者の特殊目的会社を通じた投資･ファイナンス及び還流投資の外貨管理の関連問題に関する通知
- 2014 年経常項目外貨業務取扱ガイドライン(銀行企業版)
- 中国(上海)自由貿易試験区条例
- 上海市商業ファクタリング試行暫定管理弁法
- 多国籍企業による地域本部設立の奨励規定実施意見に関する補充規定

Ⅳ 中国万感

～外資系ファーストフードチェーンの使用期限切れ鶏肉使用事件の影響～

北京オフィス顧問 李 彬

© Anderson Mori & Tomotsune

特別連載

Ⅰ　中国（上海）自由貿易試験区～その規制緩和の内容と実態～

第六回　金融面での規制緩和（外商直接投資その 2）

中国弁護士　屠　錦寧/弁護士　濱本　浩平

1　資本金の人民元転に関する規制

会社の設立後、出資者が払い込んだ資本金は「資本金口座」という特別な口座で管理される。現在、中国の外商投資企業では日本円、米ドル、香港ドル等の外貨でも、人民元（いわゆる「クロスボーダー人民元」）でも資本金を払い込むことも可能であるが、外貨で払い込まれた資本金は会社の事業活動に際して人民元へ両替（「人民元転」）を行う必要がある。
資本金の人民元転は、資本金名目での投機マネー流入を防ぐため、原則として支払の必要がある場合に限り認めるという規制がなされている。これに対して自貿区内に設立された外商投資企業では「外貨管理の試験区建設支持の実施細則」及びその別紙「試験区外商直接投資企業資本金任意人民元転操作規程」において自由な人民元転が認められている[1]。本号では自貿区外での直近の動きも含め、その概要を紹介する。

2　自貿区外の状況

自貿区外での人民元転の管理は、人民元転に当たって支払の必要性を裏付ける以下の資料を銀行へ提出しなければならないという形で管理がなされている[2]。

- 人民元転後の資金の使途を証明する文書（契約や請求書等）
- 直近で人民元転した資金が支払指図書通りに使用されたことを証する書面（発票等）
- 税務部門の発行する当該発票等の真実性を証明する書面

なお、以上の例外として、1 回の人民元転額が 5 万米ドル以下、毎月累計 10 万米ドル以下の「手元準備金」名目での人民元転についてはこれらの資料は不要とされている。

以上を非常に大まかに言えば、実際に支払の必要を証明できるようになって初めて人民元転と出金を同時に行うことが出来るのが原則である。

3　自貿区での規制緩和

以上に対し、自貿区に設立された外商投資企業については、

- 資本金からの人民元転は原則として自由とし
- 人民元転した資金を出金する際に実際に支払の必要性を確認する

という管理がなされている[3]。

具体的には次の様な取扱いを受ける。

✓　資本金口座に入金された外貨は自由に人民元転することが出来る。

---

[1] 試験区外商直接投資企業資本金任意人民元転操作規程は外商投資企業の再投資に際しての外貨管理の簡素化等他の内容も含むが本稿での紹介は省略する。
[2] 詳細は国内直接投資業務操作ガイドラインの第 2.6 項を参照されたい。
[3] 詳細は試験区外商直接投資企業資本金任意人民元転操作規程を参照されたい。

© Anderson Mori & Tomotsune

- ✓ 人民元転された資本金は、資本金口座に対応する「支払待ち口座」に入金される。
- ✓ 「支払待ち口座」からの出金には、銀行に対して(a)当該支払の真実性を裏付ける資料及び(b)直前の支払が真実かつ合法であることを裏付ける資料を提供する必要がある。
- ✓ ただし、「手元準備金」(毎月累計で 60 万人民元以下)として出金する場合は真実性を裏付ける資料を提供する必要はない。

自貿区内外を比較すると次の点がポイントと思われる。

i. 自貿区外では資本金口座の外貨を人民元に両替する時期が原則として実際に支払需要が生じた場合に限定されていたが、自貿区内では会社が自由に選択できることになった。これは資本金にかかる為替リスクを会社がコントロールできるという意義を持つ。

ii. 他方で、自貿区内であっても「支払待ち口座」からの出金に当たっては実際の支払の必要性のレビューがなされることになるため、資本金を実際に使用する際には使途の裏付けを銀行に示さなければならない点では自貿区内外に大差はない。銀行がレビューすべき資料について自貿区内については規定が存在しないため、提供すべき資料に差が生じる可能性はあるものの、筆者らが確認した限りではこれまでと同様の書類の呈示が要求されているようである。

4 小括と自貿区外での最近の動き

以上の通り自貿区内で設立された外商投資企業は、外貨の資本金につき為替リスクをコントロール出来るという点で自貿区外に比べて有利と言える。
ただ、最近公表された国家外貨管理局の通知[4]において、自貿区外においても一部の地域において同様の取扱いを行うことが認められるに至っている。同通知では天津濱海新区、瀋陽経済区、蘇州工業園区、北京中関村国家自主創新示範区等合計 16 の地域において、同地域に設立された会社が(i)従前通りの支払時の人民元転を行うか、(ii)自貿区内と同じく自由な人民元転を行う(人民元転後の資金は「人民元転支払待ち口座」へ入金される。)ことを選択できるとされている。同通知に基づく各地での運用は現時点では明確ではないが、自貿区内外での差異は縮まりつつあると言える。

なお、次号ではクロスボーダー人民元の利用に関する規制緩和を取り上げる予定である。

以 上

― 本連載目次 ―

第 1 回(2014 年 3 月 7 日号)	自貿区の優位性～会社法的視点～
第 2 回(2014 年 3 月 19 日号)	企業年度報告公示制度の内容と展開について
第 3 回(2014 年 4 月 15 日号)	外商投資会社の設立等手続の変更:認可主義→届出主義
第 4 回(2014 年 5 月 1 日号)	外商投資企業に対する外貨管理規制の緩和(総論)
第 5 回(2014 年 7 月 17 日号)	対中直接投資に関する外貨管理の規制緩和 (その 1 外貨登記に関する審査確認権限の銀行への移譲)

[4] 国家外貨管理局による一部地域における外商投資企業外貨資本金人民元転管理方式の改革試行展開の関連問題に関する通知(2014 年 7 月 15 日公布、同年 8 月 4 日施行)。同通知の内容は「試験区外商直接投資企業資本金任意人民元転操作規程」と概ね同様である。中国語名:国家外汇管理局关于在部分地区开展外商投资企业外汇资本金结汇管理方式改革试点有关问题的通知。

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅱ Lawyer's Eye

弁護士　　濱本 浩平
上海オフィス顧問　詹 新平

「還流投資」制度の改正

中国国内では、先月 4 日付けで公布された「国家外貨管理局による国内居住者の特殊目的会社を通じた投資・ファイナンス及び還流投資の外貨管理の関連問題に関する通知[1]」(「新通知」)が関心を集めている。これは、中国企業・個人が国外に設立した「特殊目的会社」を通じて中国国内に投資を行う、いわゆる「還流投資[2]」に対する外貨管理を変更するものである。
新通知は、これまで 2005 年の「75 号文」[3]によって行われていた外貨管理規制の変更を行うものであり、(i)75 号文より広範な投資活動を規制の対象に含める点、及び(ii)手続を明確・簡素にする点が注目される。

1. 従前の規制の概要

これまで、中国企業・個人が中国国内に保有する資産等をもって国外においてエクイティ・ファイナンスを受けるために設立した会社を通じて行う中国への直接投資活動について、外貨管理部門における特別な登記が必要とされていた。例えば、以下の様なストラクチャを用いた投資活動がこれにあたる。

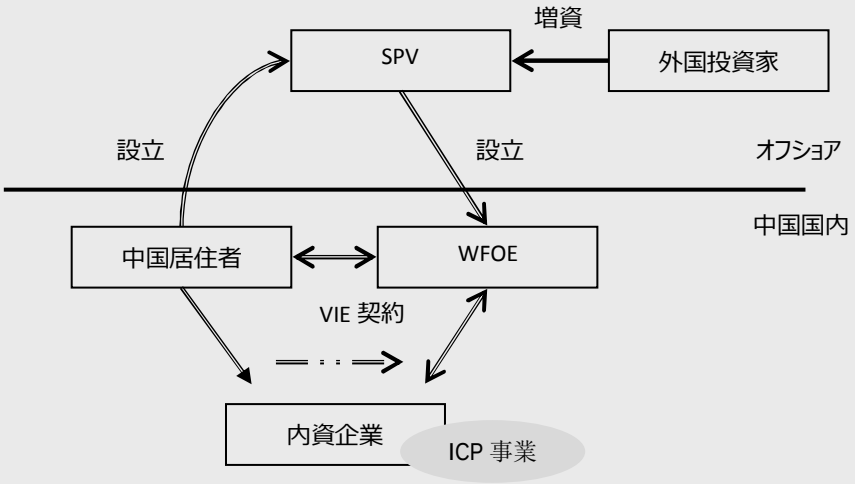

これは中国居住者が経営するインターネットサービス事業(ICP 事業)が中国国外の投資家から資金を調達するストラクチャを単純化したものである。外国籍の投資家は外資規制との関係で ICP 事

[1] 匯発[2014]37 号。中国語:国家外汇管理局关于境内居民通过特殊目的公司境外投融资及返程投资外汇管理有关问题的通知。
[2] 中国語では「返程投资」といい、日本語では他に「迂回投資」や「リターン投資」といった訳語が当てられることもある。
[3] 「国家外貨管理局による国内居住者の国外特殊目的会社を通じたファイナンス及び還流投資の外貨管理の関連問題に関する通知」匯発[2005]75 号。中国語:国家外汇管理局关于境内居民通过境外特殊目的公司融资及返程投资外汇管理有关问题的通知。

© Anderson Mori & Tomotsune

業に直接出資できないため、(a)中国居住者が国外に設立した SPV を通じて中国国内に外商独資会社(WFOE)を設立し、(b)WFOE と中国居住者及び内資会社が、内資会社によって行われている ICP 事業の意思決定権と経済的利益を全て WFOE へ帰属させるための一連の契約(VIE 契約と呼ばれる。)を締結することにより、実際上 WFOE によって ICP 事業が経営されている状況をつくり、(c)海外投資家がこのような WFOE を傘下にもつ SPV に対して出資をするという形式が取られる。

外貨管理局における手続としては、上記の取引に即して言えば、増資前に中国居住者や SPV に関する基本情報や資金調達の計画、調達した資金の使途等について登記を行うとともに、実際に増資を実行した後に、増資額や SPV の持株状況に関して変更登記を行うことが要求されていた。

これまでのところ、還流投資は国外でエクイティ・ファイナンスを受けることを目的としたことを予定するストラクチャであったため、中国居住者が中国国内の資産を SPV へ出資をすることは実務上認められていなかった。

2 新通知での変更点

(1) 「還流投資」の範囲の拡大

新通知においては、還流投資とは、中国居住者が中国内外に保有する資産等をもって投資し、又はファイナンスを受けることを目的として国外に設立する会社を通じて中国への直接投資活動とされている。この点との関係では、特に次の 2 点が重要と思われる。

i. 中国居住者の中国国外の資産を用いて SPV が行う投資活動も還流投資に含まれ、外貨登記が必要となることが明確にされた。

ii. 資金調達だけでなく投資も還流投資の目的となり、中国居住者が中国国内の資産を SPV に対して出資することが認められるようになった。これは、特に、法人と違って対外投資に関する外貨管理の細則がこれまで存在しなかった個人について、還流投資の枠組みが前提になるとはいえ、投資目的での対外送金が認められるようになったという点で注目される。

(2) 手続の整備・簡素化

新通知では還流投資の外貨登記手続の整備・簡素化が行われているが、特に重要と思われる以下の 2 点を紹介する。なお、新通知には還流投資に関連する外貨登記の取扱ガイドラインが付されており[4]、還流投資に際して中国居住者において行うべき登記と、還流投資によって設立ないし買収される中国企業において行う外貨登記について必要書類や審査確認の基準、取扱期限等が規定されている。

i. 必要書類の減少

75 号文の下では還流投資の登記を行うに際して、中国国内資産の状況や SPV に関する情報、調達した資金の使途等を記載する「国外融資商業計画書」の提出が要求されていたが、新通知ではかかる書面の提供は必要とされていない。

[4] 還流投資外貨管理関連業務取扱ガイドライン(中国語:返程投资外汇管理所涉业务操作指引)。

© Anderson Mori & Tomotsune

ii. 登記対象事項の減少

SPV への資金注入(増資等)前に中国居住者が外貨登記を行うことは必要であるが、中国居住者が有する SPV の出資分の変更(中国居住者による譲渡や増減資等)に関わらない事項、例えば外国投資家による増資の引受や実行、については変更登記が要求されないことになった。そのため、上図の取引では、(i)SPV の増資実行前の外貨登記のみが必要となり、従前必要であった(ii)増資実行後の変更登記は不要となると思われる。

3. 実務への影響

外国の投資家の観点からみると、新規定は以下の点がポイントと思われる。

(1) どのような場面で中国居住者によって還流投資の登記を行う必要があるかが従前より明確になっており、また、登記の手続における負担も軽減されたことから、還流投資を用いた中国企業の買収やファイナンス提供がより行いやすい環境が整備されたと思われる。

(2) ただし新通知はあくまで外貨管理の観点からの規制を行うに止まり、これを使って行われる取引の適法性(例えば「VIE ストラクチャ」自体の適法性)や、他部門で行うべき手続(例えば商務部門における「外国投資者の国内企業買収に関する規定」に基づく手続)については何も述べるものではない。そのため引き続き外貨管理部門以外での規制には留意する必要がある。

なお、新通知には以上の他にも(i)非上場の特殊目的会社の株式についてストック・オプションを中国居住者の従業員へ付与する場合の従業員による外貨登記の手続や、(ii)本来行うべき還流投資の登記を行っていない場合に事後的に登記を行う手続の整備等、重要な内容が含まれているが、本稿での紹介は省略した。

以上

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅲ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕
弁護士 濱本 浩平
弁護士 横井 傑

最新中国法令の解説

＜外貨管理＞

国家外貨管理局による一部の地区における外商投資企業の外貨資本金の人民元転管理方式の改革試点に関する問題通知

[ポイント] 本規定は、一部の地区（天津滨海新区、重慶両江新区等）において、外商投資企業の資本金の人民元転に関する管理方式の改革を試みるものである。現状において、外商投資企業の資本金（外貨）の人民元転は支払の必要性を裏付ける資料（契約や請求書等）を銀行に提出することにより行われる。この点、本通知によれば、外商投資企業の資本金口座に入金された資本金（外貨）はいつの時点でも人民元転できるようになった。但し、人民元転された資本金は「支払待ち口座」に入金され、同口座から人民元を出金する時点において、支払の真実性を裏付ける資料を銀行に提出することが要求されている。

（2014 年 7 月 15 日公布、同年 8 月 4 日施行）（国家外貨管理局）

[原文] 国家外汇管理局关于在部分地区开展外商投资企业外汇资本金结汇管理方式改革试点有关问题的通知

国家外貨管理局による国内居住者の特殊目的会社を通じた投資・ファイナンス及び還流投資の外貨管理の関連問題に関する通知

[ポイント] 中国居住者（法人・個人）が国外に設立した「特殊目的会社」を通じて中国国内で行う投資活動（還流投資）に関する外貨管理制度を修正する通知である。本号の Lawyers' Eye を参照されたい。

（2014 年 7 月 4 日公布、施行）（国家外貨管理局）

[原文] 国家外汇管理局关于境内居民通过特殊目的公司境外投融资及返程投资外汇管理有关问题的通知

2014 年経常項目外貨業務取扱ガイドライン（銀行企業版）

[ポイント] 中国における外貨管理制度は、近年、貨物貿易及びサービス貿易等について従来の事前規制型から事後規制型への改革が進んでおり、経常項目についても多くの許可制度の撤廃等がされている。本ガイドラインは、かかる文脈のもと、銀行、企業及び個人の経常項目に関する手続について、その具体的な内容や注意事項を規定するものである。なお、本ガイドラインと現行の外貨管理法規の内容が矛盾する場合には、法規に従うこととなる点に留意されたい。

（2014 年 7 月 3 日公布、施行）（国家外貨管理局）

[原文] 2014 年经常项目外汇业务操作指引（银行企业版）

＜中国（上海）自由貿易試験区条例＞

中国（上海）自由貿易試験区条例

[ポイント] 同条例は、中国（上海）自由貿易試験区の「基本法」となり得るものである。本条例の意見募集稿が本年 5 月 8 日まで行われていたが、この度正式に公布されるに至った。同条例は、9章 57 条により構成されており、管理体制、投資開放、貿易面の便宜、金融サービス、税収管理、

© Anderson Mori & Tomotsune

監督管理等を規定している。なお、これまでの「上海外高橋保税区条例」は、同条例の施行日である2014年8月1日に廃止される予定である。
(2014 年 7 月 25 日公布、同年 8 月 1 日施行)(上海市人民代表大会常務委員会)
[原文] 中国（上海）自由貿易试验区条例

＜上海市・金融＞
上海市商業ファクタリング試行暫定管理弁法
[ポイント] 中国における商業ファクタリングは、2012 年 6 月に天津、上海の一部試行地域で認められて以来、順次その試行地域を拡大している。本管理弁法は、上海市における商業ファクタリング会社設立の根拠となる法令であって、商業ファクタリング企業の設立条件、設立手続、営業可能な業務の範囲等について規定している。なお、上海自由貿易試験区内においては、別途定められている中国(上海)自由貿易試験区商業ファクタリング業務管理暫定弁法(中(滬)自貿管〔2014〕26 号)が適用されることとなるので注意されたい(本管理弁法 28 条)。本管理弁法の有効期限は、2016 年 7 月 31 日となっている。
(2014 年 7 月 8 日公布、同年 8 月 1 日施行)(上海市商務委員会、上海市工商行政管理局)
[原文] 上海市商业保理试点暂行管理办法（沪府办〔2014〕65 号）

＜上海市・企業誘致＞
多国籍企業による地域本部設立の奨励規定実施意見に関する補充規定
[ポイント] 上海市は、2002 年 7 月より多国籍企業の地域本部誘致を推進しており、現在同市では、上海市多国籍企業による地域本部設立の奨励規定(滬府発〔2011〕98 号)及び上海市多国籍企業による地域本部設立の奨励規定に関する実施意見(滬府弁発〔2012〕51 号)が規定されている。これらの規定は、上海市において地域本部と認定された企業について、一定の優遇措置等を定めるものである。本補充規定は、かかる地域本部の認定基準に達しないものの実質的に地域本部の役割を果たしている企業を本部型機構と認定したうえで、出入国管理、就業許可及び国内優秀人材の採用の面で優遇策を定めることで、地域本部の設立誘致を更に一歩進めるものである。なお、本補充規定の有効期限は、上記実施意見と同様に 2017 年 6 月 30 日までとなっている。
(2014 年 7 月 14 公布、施行)(上海市商務委員会、上海市人的資源・社会保障局、上海市公安局出入国管理局、上海市出入国検査検疫局)
[原文] 关于鼓励跨国公司设立地区总部规定实施意见的补充规定（沪商外资〔2014〕348 号）

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

© Anderson Mori & Tomotsune

中国万感

【外資系ファーストフードチェーンの使用期限切れ鶏肉使用事件の影響】

北京オフィス顧問　李　彬

先週末、筆者が家の近くにあるマクドナルドに入ったところ、複数の店員が忙しく立ち働き、客が長い列をなしているといういつもの風景がなく、店員１名がカウンターの前で接客しているだけで、店内の客もまばらだった。店員に聞いたところ、ハンバーガー類、チキン類はほぼ販売中止であり、注文できるのはポテト、コーヒー、アイスクリームだけとのことだったので、さすがにそのまま店を立ち去った。

マスコミの報道によれば、中国各地のマクドナルドの店舗は現時点ではどこも同じような状況であり、肉を使用した商品はほぼ取扱いを中止しているとのことである。ネット上でマックが飲物屋になっているという皮肉な発言もある。

この状況の原因は、最近中国でも大々的に報じられている使用期限切れ鶏肉使用事件の打撃による。今年７月下旬に、中国マクドナルドの仕入先である上海福喜食品有限公司（以下「上海福喜」という。）が使用期限切れの鶏肉を使って商品を生産していることが上海のテレビ局に報道され、その後、上海市の衛生部門及び公安部門の調査が入ったことにより事実と判明した。上海福喜の公式ウェブサイトによれば、同社はマクドナルドのほか、中国のケンタッキー、ビザハット等多くの外資系ファーストフード会社にも原材料を提供しており、他の企業への影響も計り知れない。

80 年代に初めて北京でケンタッキーの店舗がオープンして以来、この数十年、マクドナルド、ケンタッキー等の外資系ファーストフードは中国全土へ進出し、今や中国人の食生活の一部になっているといっても過言ではないだろう。筆者もファーストフードを食べるのが大好きだった。今回の事件により、中国ではこれらのファーストフードチェーンが培ってきた信用が一気に崩れ落ちた。今後、どのように消費者の信頼を回復するのか、まだその方策も示されていない状態である。

© Anderson Mori & Tomotsune

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	若林 耕
若林 耕	李 加弟	詹 新平
楽 楽	李 彬	
横井 傑	安 然	
屠 錦寧		
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION

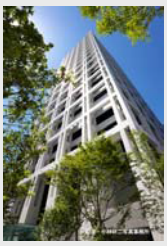

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: http://www.amt-law.com/

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 20 号
名古屋三井ビルディング新館 13 階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com

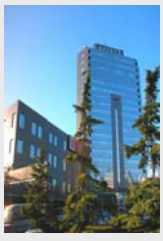

日本安徳森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京発展大厦 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com

日本安徳森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道 100 号 上海環球金融中心 40 階
郵編 200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス
Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com